消費生活情報

ぬまづたからつこ通信



こんにちは、沼津市消費生活センターです



消費生活センターは、商品やサービスなど 消費生活に関するトラブルの相談窓口です。 **2055-934-4841** 沼津市役所2階(平日8:30~17:15)。

気をつけて!架空請求のハガキ

市内で、「総合消費料金に関する訴訟 最終告知のお知らせ」という八ガキが 届いたという相談が昨年から継続して 発生しています。

() () 管理センター、() () 告知センター など、架空の組織や法務省関係かの ような名称を使っていますが、裁判の 通知が八ガキで来ることはありません。

これは、お金をだまし取ろうとする 「架空請求」の八ガキです。 絶対に電話はしないでください。

八ガキが届き、心配な方は、 消費生活センターへご相談ください!

<架空請求八ガキの一例>

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約 会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟 として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番 号(わ)322 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始さ せていただきます。尚、ご連 絡なき場合、原告側の主張 が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ 及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させてい ただきますので裁判所執行官による執行証書の交付 を 承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜 わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご 本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月

法務省管轄支局 民事訴訟管理センタ 東京都千代田区霞が関3丁目 取り下げ等のお問合せ窓口 03 受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

<発行> 沼津市消費生活センター 電話 055-934-4841